

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正

一 一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすること。 (第五条関係)

二 優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすること。 (第六条関係)

第二 関係政令の整備

中央環境審議会令及び経済産業省組織令の所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令の施行期日について定めること。